

## 船橋市アンデルセン公園における保安カメラ等の設置及び運用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市アンデルセン公園（以下「アンデルセン公園」という。）に設置し、又はアンデルセン公園において運用する保安カメラ等の設置及び運用に関し、船橋市防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱（平成24年船橋市要綱）第15条の規定により準用する同要綱第14条（第6号から第8号までを除く。）の規定に基づき、個人情報 の適切な取扱いに資するため、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保安カメラ 犯罪防止、施設の適正管理、事故防止等を目的として公共施設等に継続的に設置する特定の個人を識別できる画像の撮影装置であって、記録機能を備えていないものをいう。
- (2) 保安カメラ等 保安カメラ、画像表示装置その他附属物をいう。
- (3) 画像 保安カメラにより撮影され、即時に画像表示装置により表示される画像（音声を含む。以下同じ。）をいう。

### (市長等の責務)

第3条 市長は、市民等が承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有することに鑑み、保安カメラ等の設置又は運用に関し、個人情報の保護に努めるものとする。

- 2 市長は、画像から知り得た内容の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。
- 3 前2項の規定は、アンデルセン公園に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により同法第244条第1項に規定する市の公の施設の管理を行うものであって、指定管理業務に伴う保安カメラ等の運用を行うもの（以下「指定管理者」という。）について準用する。
- 4 職員又は職員であった者は、画像から知り得た内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 5 前項の規定は、指定管理者が指定管理業務に伴い行う保安カメラ等の運用に係る業務（以下「指定管理業務に伴う保安カメラ等関連業務」という。）に従事する者又は従事し

ていた者について準用する。

(保安カメラ等の設置)

第4条 市長は、アンデルセン公園の利用者の事故防止、犯罪の予防、アンデルセン公園の適正な管理及び警備等守衛業務の補助として、保安カメラ等を設置する。

2 保安カメラの設置場所、設置台数及び撮影範囲は、次の表のとおりとする。

設置場所	設置台数	撮影範囲
里山北側	1台	里山北側自然体験ゾーン入口
里山南側	1台	東屋脇
北ゲート	1台	北ゲート入口付近
サービスセンター裏	1台	ワンパク城
南ゲート	1台	南駐車場から南ゲート
芝生スタンド	1台	レストラン～農家～芝生スタンド
半円デッキ	1台	太陽の池
太陽の池西側	1台	太陽の橋
ボートハウス脇	1台	太陽の池
太陽の池ビオトープ脇	1台	ビオトープ
子ども美術館地下2階	1台	地下2階サービスヤード
子ども美術館地下1階	1台	地下1階入口付近
子ども美術館外階段入口脇	1台	美術館入口橋
子ども美術館お話小屋	1台	水の広場
子ども美術館アトリエ前斜面	1台	火の広場
子ども美術館浄化槽横斜面	1台	アンコウクレーン

(保安カメラ等管理者)

第5条 指定管理者は、画像から知り得た内容の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のため、保安カメラ等管理者（以下「管理者」という。）を置かなければならない。

2 管理者に事故があるとき又は管理者が欠けたときは、あらかじめ管理者が指名する者がその職務を代行する。

3 指定管理者が指定管理業務に伴う保安カメラ等関連業務を行う場合は、当該指定管理者が管理者を定めるものとする。

4 指定管理者は、前項の規定により管理者を定めたときは、遅滞なく管理者及び第2項の管理者が指名する者の職名及び氏名を市長に報告しなければならない。

(保安カメラ等取扱者)

第6条 管理者は、必要に応じ、その業務を補助する保安カメラ等取扱者（以下「取扱者」という。）を置くことができる。

2 取扱者は、保安カメラ等の作動点検を随時行い、異常が認められた場合は遅滞なく管理者に連絡しなければならない。

(保安カメラの設置の表示)

第7条 指定管理者は、保安カメラを設置している旨及び保安カメラの設置者名又は管理者の職名を保安カメラの設置場所又は撮影区域内の見やすい場所に容易に視認できる方法により表示するものとする。

(画像表示装置の設置場所)

第8条 市長は、保安カメラに係る画像表示装置を施錠可能な室内等で指定管理業務に伴う保安カメラ等関連業務に従事する者以外の者が見通すことができない場所に設置する。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(保安カメラ等の管理)

第9条 保安カメラ等の管理は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 管理者及び取扱者以外の者は、保安カメラ等の操作をしてはならない。
- (2) 管理者、取扱者その他の指定管理業務に伴う保安カメラ等関連業務に従事する者は、保安カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合は、画像を監視することができる。

(苦情の処理)

第10条 指定管理者は、保安カメラ等の設置又は運用に関する苦情があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 指定管理者は、保安カメラ等の設置又は運用に関する苦情があった場合は、遅滞なく市長に報告しなければならない。

(指定管理者に関する措置)

第11条 市長は指定管理業務に伴う保安カメラ等関連業務に際し、指定管理者が個人情報の保護のために遵守すべき事項を協定書に明記する等の措置を講じるものとする。ただし、これにより難しい場合にあつては、市長が定める方法によることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。